

市民利用施設の受益と負担の適正化 点検・精査結果

～指定管理期間が平成30年度末で終了する施設

市政改革プランの考え方に基づき平成25年6月にとりまとめた「市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案)」では、施設サービスの特性等に応じた参考・目安となる受益者負担基準を設定し、実際の受益者負担率が基準を下回っている施設については、指定管理期間の更新時期にあわせて、受益者負担の適正化に向けた取組を進めることとなっている。

今回、平成30年度末で指定管理期間が終了する施設について点検・精査し、基準を下回っている施設の受益と負担の適正化に向けた今後の取組方針を整理した。

☆受益と負担の適正化の点検・精査結果

★当面利用促進、コスト削減などに取り組む施設

施設名	象限	受益者負担率		取組の考え方
		負担基準	H29年度決算	
スポーツセンター	II	50%	40.8%	本市の料金は、他都市に比べて比較的安く設定している。前回の点検・精査は25年度に実施しており、同年の決算に比べると支出が増加しているものの、それを上回る収入の増加が見られる。 引き続き、利用者アンケート等を活用しながら、自主事業の充実等による収入の増加を図るとともに、コスト削減に努める。 【31年度に受益者負担率を41%以上(見込)】
屋内プール等	IV	100%	74.6%	前回の点検・精査は25年度に実施しており、同年の決算に比べると支出が増加しているものの、それを上回る収入の増加が見られる。 引き続き、利用者アンケート等を活用しながら、自主事業の充実等による収入の増加を図るとともに、コスト削減に努める。 【31年度に受益者負担率を75%以上(見込)】
青少年野外活動 (信太山)	IV	100%	49.8%	26年度に利用料金制の導入や料金体系の見直しを行った結果、それまで20%程度であった受益者負担率が50%前後にまで上昇した。 今後は、継続的に50%以上の受益者負担率を確保できるよう、利用者数が低迷する冬季の利用促進等に努め収入の増加を図るとともに、コスト削減に努める。 【31年度に受益者負担率を50%以上(見込)】

(注)受益者負担率は、平成29年度決算分の指定管理者決算欄